

審査基準

令和2年5月26日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処分の概要：許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第12条（許可証の書換えの申請）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3031）
備考：